

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

熊本市障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」等を提供するための体制を計画的に確保することを目的とした計画です。

策定にあたっては、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。）」に即し、本市における障がいのある人の現況やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込み量の算出を行います。

第4期障がい福祉計画では、平成29年度を最終年度として目標値等を設定します。

2 計画の基本理念

本計画は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法並びに熊本県障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の理念を踏まえて「熊本市障がい者プラン」及び「熊本市障がい福祉計画（第3期）」に掲げた「自立と共生の地域づくり」という基本理念を踏襲します。

3 サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

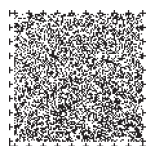
（1）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 希望する障がい者等へ必要とされる訪問系、日中活動系サービスを保障
- ② グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等を整備し、入所等から地域生活への移行を推進
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

（2）相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 相談支援体制の整備と特定相談支援事業所の充実
- ② 地域移行支援及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実
- ③ 熊本市障がい者自立支援協議会※1における連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制の整備

※1 「熊本市障がい者自立支援協議会」…関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関。



(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

子ども・子育て支援法を踏まえ、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築

4 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

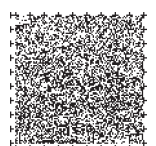
本計画は、国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「熊本市総合計画」及び「熊本市障がい者プラン」をはじめ、「熊本市地域福祉計画」「くまもとはつらつプラン」「わくわくシルバーライフプラン」「熊本市子ども輝き未来プラン」等の本市における分野別計画との整合を考慮のうえ策定します。

なお、本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、熊本圏域（構成市町村は熊本市のみ）の数値目標として、熊本県障がい福祉計画に反映されます。

5 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度の3年間です。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		● 見直し	熊本市障がい者プラン						● 見直し			
		熊本市障がい福祉計画 (第1期計画)		熊本市障がい福祉計画 (第2期計画)		熊本市障がい福祉計画 (第3期計画)		熊本市障がい福祉計画 (第4期計画)				
		● 見直し		● 見直し		● 見直し		● 見直し			● 見直し	

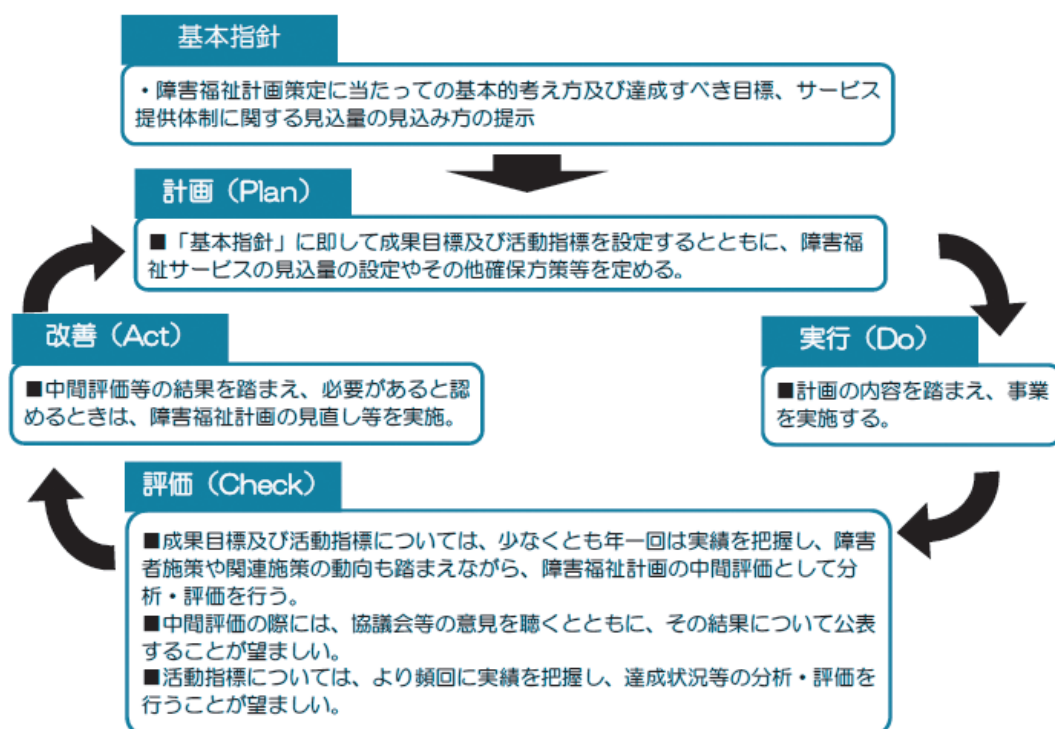


6 計画の進行管理（PDCAサイクルによる計画の見直し）

計画は、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていく必要があります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされており、PDCAサイクル^{※2}により計画の進行管理を行います。

（障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ）



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

このPDCAサイクルに沿って本市では、成果目標と活動指標について毎年その実績を把握し、「熊本市障害者施策推進協議会」等で分析・評価を行います。また、分析・評価結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとします。

※2「PDCAサイクル」…様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。

